

留学生の生活指導に関する一考察 —実践経験を通じて—

登坂 学

Thoughts of a Foreign Student Advisor
Lessons from my Practice

Manabu TOSAKA

Abstract

Academic strides have been made on studies concerning intercultural education in Japanese universities, as for example, curriculum and counseling. What seems to be lacking, however, is the viewpoint which to form the concrete method of guidance based on careful understanding about each foreign student with a peculiar culture.

I had worked in another university as a vice-director of international office, administering foreign students for the last two years. At that time I handled considerably problems concerning daily studies and the private lives of foreign students. Pursuing these cases, I gained a clear and concrete understanding of the thinking pattern of foreign students from Asian country, especially those from China.

Key words : Chinese speaker pluralism disgrace one's good name save one's face a man of virtue arbitration

キーワード : 中国語話者 多元主義 面子を潰す 面子を立てる 大人（たいじん） 仲裁

1 はじめに

「留学生10万人計画」¹⁾の推進により、各大学のキャンパスでは日常的に留学生の姿を目につくこととなつた。この政策の推進によって各大学における国際化は大きく進展したが、同時に大学内部のみならず日本社会全体にも様々な矛盾を生じたことは周知の事実である。

計画開始時には各大学で厚遇された留学生は、受入れ数の増加に伴って以前ほどのケアを受けることができなくなった。また、出稼ぎの隠れ蓑として留学を考える者が増加した関係国の事情と、18歳人口の減少による危機感から留学生を積極的に受け入れざるを得なくなった大学側のニーズが合致し、学業への意欲に問題のある者が

入学するようになった。その結果、長期欠席・不在、失踪、不法残留などが後を絶たず、事故や犯罪に巻き込まれるケースも指摘されている²⁾。

折しも「10万人計画」の達成時期にかかる数年間、筆者は或る大学において留学生部門の役職にあり、留学生が日常的にぶつかるさまざまな悩みや問題を解決すべく取り組んできた³⁾。彼らの相談項目は多岐にわたるが、日常生活における些細な不安やトラブルが原因で勉学への集中が困難となる事例が多々あることに気がついた。慣れない日本での生活からくるストレスが遠因となっていることは想像に難くないが、問題発生の直接的原因及び発生後の思考及び行動に関しては、当該国の文化的背景が色濃く反映されていた。

ところで、前稿でも触れたように⁴⁾、一国内における民族処遇の方策は、数種類の政治的アプローチの差異に分類できる。中でも、同化主義と多元主義の間の差異は明白である。即ち、同化主義がマジョリティ文化にエスニック・マイノリティは同化すべきであり、同化不可能者や拒否者への差別は当然であるとするのに対し、多元主義は文化と言語の多様性を前提とし、かつ人々の社会参加の機会は平等であり、人種・エスニシティに従った不平等構造の防止と結果の平等の保障を理想としている⁵⁾。

このようなアプローチの差異は、高等教育の現場においても存在し、それはとりわけ留学生の処遇を巡って顕在化する。多元主義的思考の重要性を認識し、留学生優遇のための諸制度を整備し公平を期したとしても、日常生活で留学生との文化摩擦の渦中に立たされると往々にして感情的になり、同化主義的な思考に陥る可能性がある。

また理性を保持していても、留学生を巡る諸問題は複雑に絡みあっているため、「原則を貫くべきか、柔軟に対応すべきか」「私たちのやり方に従わせるべきか、彼らのやり方を考慮に入れるべきか」でスタッフは大いに悩まされ、迷うこととなる。

小論では、国際交流・留学生部門が日常的に取り扱う事案を思考材料に据え、留学生の思考形態の一端を理解することを通じて、国際化した高等教育の現場における生活指導のあり方を模索する端緒としたい。本節に続く二節及び三節では、留学生日常生活のレベルにおいてどのような問題が起こっているのか、そして留学生の思考的特徴や問題の傾向は存在するのか、について筆者が役職在任中に対応した事例を紹介した上で、問題の背景に関する分析を試み、対応策を模索する⁶⁾。

なお、当事者及び関係者については匿名であるのはもちろんのこと、細部については事実を曲げない程度に抽象化してある。ここには事例として中国語話者のケースを挙げているが、中国語話者すべてが小論で取り上げるような問題を抱えていたり、風波の源となったりするわけではないことは言うまでもない。大部分の留学生は、生活維持のためのアルバイトを続けながら懸命に勉学を続けている。日本人学生よりも遙かに厳しい条件に耐えつつ半工半読（苦学の意）しているのである。私費留学生=トラブルメーカーというステレオタイプを抱くとしたら大きな間違いである。

本稿で対人関係のトラブルを事例として取り上げたのは、留学生部門が扱う相談案件の中で学費やアルバイトの問題と並び最も多く、深刻なものだからである。

より重要なことは、ここでの事例や論考は、それ自体

が、留学生を迎える国際交流・留学生部門及び大学側にとっての反省材料であるということ、つまり自らの教育指導能力を問い合わせる材料だということである。この点を忘れるべきではない。

2 留学生活にみるトラブルの実例⁶⁾

2-1 事件発生

新学年が始まって間もない週末の深夜、女子留学生寮において、寮長である大学院生のAが、厨房の使用法に関して学部生のBに注意したところ、逆上したBがAを殴打し、両者揉み合いに発展した。

事件発生の連絡を受けた留学生担当部門の職員C（日本人）が現場に急行、事情聴取の上で先に手を出したとされるBに対して反省文の提出と謝罪を命じた。職員Cは第三者の耳目を避け、激昂しているAを落ち着かせるために屋外へ連れて行き、事情を聴取した。

翌日Aは直ちに「打撲による炎症、全治1週間」との診断書を医院より入手、Bも同様に診断書を落手した。

2-2 面談

事件の第一報を受けた筆者は週明けに両者と面談を実施した。まず午前中、Aが来室。先に手を出したBの非をAは泣きながらなじり、留学生担当部門がBを自分に対して謝罪させ、なおかつBを即時退寮させるよう要求した。

他方、同日午後、Bが友人数名に付き添われて来室した。筆者は第三者の同席を拒み、Bと一对一で面談した。Bは泣きながら、確かに先に手を出したのは自分であるが、それは寮長Aの暴言（「気違い」を意味する当該国語）が発端となっているのであるから、Aもまた自分（B）に対し謝罪すべきである旨申し入れた。

その後、Bに付き添った同国語話者及び他国語話者の友人（殆どが女性）が筆者に面会を求めたため応じると、留学生たちはAに対する不満を口々に訴えた。後日このグループはAに対するクレームを繰々書き連ねた三枚綴りの文書を筆者に手渡し、留学生部門として寮長を更迭するよう申し入れた。

数日後、再び寮長Aが来室、悔しさのあまり涙を流しつつ前回とほぼ同様の訴えを繰り返した。この週、当事者2人は留学生部門及び当該国語を話す教員Dの研究室を交互に数回訪れ、同様の主張を繰り返した。筆者・教員Dとも、基本的に聞き役に徹し、両名をリ

ラックスさせることを心がけた。

2-3 当該国地方政府（留学生派遣担当部署）の介入

それから程なく、留学生のホームタウンである当該国E市の外事弁公室（国際交流部門）より公文書がFAXにより送りつけられた。概要は次のとおりである。

「〇〇大学留学生部門御中：私どもは当該国E市の留学生派遣と管理を担当しているE市F区人民政府外事弁公室です。この度貴校女子寮で発生した不祥事を知り驚いており、私ども及び学生の保護者は事件の処理結果を注視しております。この度の事件の処理結果如何によっては、今後の留学生派遣に直接影響するでしょう。貴留学生部門的回答をお願いいたします。」

なお、当該弁公室の主任は本件の当事者である学部生Bの父親である由、関係筋より伝聞するに至り、筆者は先方がこの文章を発出した意図を理解した。

2-4 緊急ミーティング

上記文書を受け、筆者は大学関係部署の事務幹部を呼び、緊急ミーティングを実施、対策を協議した。筆者より本件の経緯を説明すると、事務運営幹部は「本件は個人間で発生したトラブルであり、寮の管理責任とは関係ない。不当な干渉に対しては学園として毅然とした態度をとることが肝要である」旨表明した。

それに対し筆者は、「Bの保護者は、自分の職権を利用しつつ、寮の管理責任を提起することで娘の失態を庇い、逆に大学に責任転嫁しようとしている。当該国は訴訟社会となっており、小さな事件でも針小棒大に騒ぎ立て裁判沙汰にするケースが増加している。教授会などでBに不利な処分が下された場合、当該国内で勝手に訴訟を起こされることも有り得る。その場合、風評被害を受ける可能性もある」旨申し添えた。

2-5 回答文書発出

上記のミーティングを踏まえ、外事弁公室宛に関係部門及び留学生部門が連署で文書を発出した。

「当該国E市F区外事弁公室御中：先般FAXを頂いた件について、次のとおり回答いたします。このたびの女子寮での事件についてはあくまでも当事者同士の問題でおきたことであり、宿舎の管理とは直接関係ないと認識しております。なお、当事者二人の処分にも係ってるので、大学としてはできるだけ大げさにせず、解決させたいという意向もありますので、その点ご理解のほどをお願いいたします。」

2-6 近隣市役所（カウンターパート）担当者の行動

この過程で、当該国F市の日本側友好都市であるG市役所担当者の動きがクローズアップされた。留学生

受け入れ担当の担当者H氏が事件後に女子寮を訪れており、そこで学部生Bの話を聴き、独断でE市当局（Bの父親）に事件の概要を報告していたのである。

「〇〇〇様：前略。昨日・一昨日、Bさんのところへ行きました。某日の夜遅く事件が発生し、大学留学生部門の人にも来てもらったそうです。けがのほうは病院の検査では「足部の打撲」、「4、5日間安静」と言われたそうです。もう一度、近日中に診てもらうとのことです。寮の中で少し問題があるようです。寮長（中国語話者、大学院生）とBさんは喧嘩をしました。寮長がBさんに酷いことを言ったので、Bさんが寮長の顔を先に叩いたようです。それで、寮長が怒ってBさんを突き飛ばし、Bさんが洗面台の角で打ってケガをしたようです。これは当事者同士の問題ですが、その背景には女子寮全体に関わる問題があると思います。Bさんと相談しながらよい方向に進むよう努力したいと思います。また連絡します。」（下線筆者）

Bの側からのみ事情を聴取しそれをそのまま地方政府に報告していること、下線部の表現がBの父親が大学に送りつけた申し入れ書の内容に与えた影響も否定できないことを考慮し、筆者は後日G市役所担当者を大学に呼び、今後Bと接触したり文書を発出したりする場合は、留学生部門に相談するようお願いした。

2-7 懇談の席（仲直り）

事件発生後約1ヵ月後に予定されていたAとBの「仲直り」の席は、直前（1時間前）になってAの側から「心の準備ができていない」ことを理由にキャンセルされた。筆者及び教員DがAに対して再度面談を行った上で、約一週間後に教員Dが仲直りの席をアレンジした。

開始間もなく言い争いの様相を呈したため、教員Dが二人を諫める一幕もあったが、最終的にはBがAに対して先に手を出したことについて謝罪した。ただし一度目は「心がこもっていない」という理由でAは納得せず、二度目の謝罪でようやく矛を収めるというものであった。他方、Bが要求していたAの暴言についての謝罪は、Aは言い過ぎたと認めはしたもの、謝罪はしなかった。

2-8 問題の再燃

数ヶ月が過ぎ、二人は同じ宿舎に住みつつも互いに接触を避け、表向きは平穏な生活を続けていた。しかし問題が収束したわけではなかった。双方のボイフレンドを巻き込み、水面下では争いが続いていたのである。

かねてよりAは隣町にある食品工場でアルバイトを

して学費と生活費を稼いでいたが、あろうことかこの時期になって、B本人がその工場でアルバイトを開始したのである。寮では狭いながらも各々の個室があり、共同スペースでの接触を最小限に留めることができる。しかし、食品工場のアルバイトは製造品目毎に流れ作業をしており、チームワークが必要である。案の定、仕事をしながら口論が始まり、エスカレートしていく。Aとそのボーイフレンドが一緒になってBを罵り、Bのボーイフレンドや同郷出身者がBに加勢するといった具合に、この争いもまた周囲を巻き込む形で拡大していった。

そして或る日ついに、仕事が終わって帰宅しようとするBを、Aとそのボーイフレンドが待ち伏せ、殴る、蹴る、噛み付く、の喧嘩に発展したのである。

2-9 処分決定

今次の不祥事は学外、しかも留学生支援に理解のある業者の工場で発生し、大学の名声を傷つけたということから、看過できるものではなくてはいた。数回に渡る内部の協議を経て、留学生部門の長による処分を下すこととした。

周知のとおり、大学には学生の不祥事やその処分を審議・決定する委員会が組織されているが、そのような正式なプロセスを経て処分を下すと、それが記録され、奨学金打ち切り等、留学生にとって著しく不利な状況になるため、情状を酌量し、留学生部門の長の責任により、双方とも不接触・退寮・反省文の提出という処分に留めたのである。

処分申し渡しの当日は時間をずらして当事者二人を呼び出し、個々に処分を申し渡した。Bは処分を受け入れたものの、Aは頑として処分を拒否し、落涙し、激昂して筆者及び留学生関連部門の長に抗議した。あまりの剣幕に留学生部門の長は仰天したものである。このため当日は処分決定の文書を渡すことができず、留学生関連部門及び前出の教員Dの数回に及ぶ説得を待って数日後ようやく処分を受け入れることとなった。

2-10 三度目の衝突

ところがその後数ヵ月の間、処分のひとつとして申し渡した「両者は各々のボーイフレンドを含め接觸してはならない」という取り決めに従わず、二人は依然として同工場でのアルバイトを続けていたのである（この背景にはその地域にアルバイト求人が限られている実情もある）。

つまり毎日のように製造ラインで顔を合わせていたのであり、これではいつ再び衝突が起こっても不思議

ではなかった。案の定、前回の事件の後もAとそのボーイフレンドがBに対して誹謗中傷を執拗に繰り返していたのである。そしてついに三度目の喧嘩が起きた。仕事を終え、用を足そうとしたBがトイレでAと遭遇、修羅場が再現したのである。

もはや情状酌量の余地は少なく、即刻受け入れ機関であるG市役所の担当者H氏に連絡して外部にアパートを確保しBを居住させるよう依頼したほか、春休みを利用して一時帰国するよう本人と保護者に促した。Aにも同様に三月末日付けで寮長の任期が満了すると同時に退寮するよう促した上、一時帰国し修士論文執筆に向けて気持ちを切り替えるよう強く勧めた。

幸運だったのは時すでに大学の春休み間近で、低廉な家賃のアパートを探しやすい状況であったこと、三月末日でAの寮長としての任期修了となつたことである。年度末を節目に双方の退寮・没交渉が実現し、一応の収束を見た。そして、その一年後及び二年後、双方は相次いで修了・卒業することができたのである。

但し、ここに記述した以外にも警察沙汰を含めた大小の衝突が起きていたことも事実である。とりわけ双方のボーイフレンドの代理戦争の様相を見せ、留学生コミュニティに極めてネガティブな影響を与えたことも記録しておかなければならぬ。

3 文化的背景の理解と対策

3-1 当該国事情把握の重要性

本節では、前節の事例に基づいて問題の背景を検証したうえで、同様なケースが発生した場合の生活指導の具体的方策を探ることとする。

留学生カウンセリングの研究者は、特に留意すべきこととして「自文化中心主義の問題」、「異文化に接觸したあとの固有の発達プロセスがあるという視点」、「留学生の出身国文化が個人の自我と分かれ難く結びついているということへの尊重と配慮」を挙げている⁷⁾。

つまり、本人の現在の状態だけではなく異文化理解に基づいて生育歴を把握すること、留学生固有の問題を一般的な不適応の問題と同一視せず、来日後の発達的過程を考慮に入れ、西欧文化に基礎を置くカウンセリングの理論と実践の特徴と限界を理解したうえで相手の持つ文化への共感的理解を深めることである。

上記の主張は根底において留学生の不適応を出身国文化とホスト国である日本文化との間の葛藤・対立で把握しようとする。しかし特定の言語・文化からの留学生が大多数を占める状況になった場合、それに加

えて、「コミュニティ内部の葛藤・対立」と留学生部門のスタッフは如何に向き合うか、という論点も必須であるというのが筆者の考えである。

言い換えれば、当該国の文化・習慣がそっくりそのまま日本に持ち込まれてコミュニティが形成された場合、留学生部門はコミュニティ構成員同士の葛藤・対立にも対処せざるを得なくなるということである。小論の事例がまさにそれを証明しているのであり、地域研究者が留学生の生活指導に参与しなければならない理由のひとつがある。その視点を加えた上で、本事例の背景にあるものを考察し、対策を考えていこう。

3-2 本事例を読み解く鍵

3-2-1 「権威主義」と「面子」

本事例の背景を理解する上で、「権威主義」と「面子」は鍵概念である。Aは大学院生であり、学部の学生とは違うというエリート意識があった。また、大学や留学生部門に対するこれまでの貢献（通訳や下級生の世話）の実績により、寮長という大学当局と留学生を繋ぐ役職を大学当局から任されたのである。つまりその「面子」を他学生の面前で潰された（しかも暴力を伴って）ことから憎悪の炎が激しく燃え上がったのである。

しかしAにも反省すべき点はあったようだ。残念なことに、大学当局から与えられた役職を「特権」と受け止め、自分の言動には大学当局の後ろ盾があり、たとえ窮地に陥ったとしても留学生部門の支持が期待できると錯覚していたふしがある（Bや他の学生の話を総合すればボーフレンドを女子寮に入室させるという寮則違反があったほか、対立が激しさを増していく過程において留学部門の権威をちらつかせて相手を罵倒したようである）。この点で、他の学生の不評を買ひ人望を損ねることになってしまった。

この意識の遠景には、Aの生育歴と大きな影響を与えていた当該国での政治的コンテキストが存在すると考えられる。現在でこそ状況は変わりつつあるが、前衛政党が長く政権の座にある当該国においては、党的威光に守られた強大な官僚機構がピラミッドの如く聳え立ち、命令を下達してきた。学校課程においても「三好学生」（勉強・身体・徳行に優れた優秀な学生）という表彰制度があった。「寮長」に任命されたということは、大学当局という「上級」から信頼を受け権力を与えられたという認識なのである。まさに、「小領導」（末端の指導者）というのが的を射た表現であろう。そのような意識は現代の日

本人にはなかなか理解できないと思われる。

3-2-2 「私は正しい」

事例を通して驚くのは、両者共に執拗に自己の正当性を訴え、一年近くも争いを継続した点である。多くの者は、このような状況に置かれた場合、留学生コミュニティという狭い人間関係を考慮すれば、無益な衝突を避けるために不満を胸にしまい込み、問題が軽微であるうちに互いに距離を置き、没交渉を決め込むであろう。ところが両者は度々激情に駆られ、相手を挑発し、修羅場を作っている。

これも「面子」に拘る行動パターンである。他の学生の面前で面子を潰されたからこそ、徹底的に憎しみあい、争うのである。これも当該国の観念や行動の一端が日本に持ち込まれ、「コミュニティ内部の矛盾」を生じた実例である。面子に拘り、自己の正当性を徹底して主張する。それは「寮」という閉ざされたコミュニティの中で増幅される。ここでは日本流の「喧嘩両成敗」の考え方はなかなか受け入れられない。そもそも「自分は正しい」のであるから。では双方が主張して譲らないその「正当性」を誰が調整するのか。それは次項に関係する。

3-2-3 「単位」

一回目の問題発生以降における両者の問題解決へのアプローチは留学生部門及び関係当局へ自分の正当性を訴えて相手を処罰せよ、という点で一致していた。B及びその保護者に至っては、「大学側の管理責任」にまで言及したのである。この背景には、前1・2項で述べた理由の他に、当該国における「単位」（所属している勤務先）に対する観念がある。まさにアルセンが指摘するように、「大学は学生の帰属する組織であるとみなされ、福利厚生のあらゆる面に責任があり、困難がふりかかった時には援助するものである。」⁸⁾つまり「単位」の中で人間同士のトラブルが発生した場合は、上にいる者、即ち「領導」が調停に当たるのであり、それこそが上に立つものの器量なのである。筆者自身、このようなケースについて米国の大学の対応は如何なるものであるか複数の米国人及び米国での教学経験のある教職員に確認した。個人間の喧嘩に関しては、当事者に対してカウンセリングを実施することもあれば、著しく大学の治安と風紀を乱した者に対しては処分を決定したりもする。しかしながら、どちらにより過度があるかについて積極的に判定を下し処罰を加えることはしないのである。それを争うのは法廷だからである。

3-2-4 「小皇帝、小公主」

「計画生育」、つまり「一人っ子政策」の影響も考慮に入れる必要がある。但し、一人っ子が本当に「問題の多い子ども」なのかどうかについて、当該国の学術界ははっきりとした結論を出しているわけではない。

当該国においては70年代後期から80年代前期にかけて、「一人っ子は身体及び知力の面では兄弟のいる子どもにより優れているが、行動や習慣の面では兄弟のいる子どもに及ばない」という研究結果が主流であった。それ以降90年代にかけては、「性格や心理面では両者の間に明確な差異は認められない」という認識に変化した。

それと言うのも、この調査研究は計画生育政策の開始に伴いスタートしたため、初期の研究では3~6歳の子どもが多くサンプルとされ、90年代の研究では7~12歳に成長した子どもたちが調査対象とされた。この研究では加齢によって一人っ子と兄弟のいる子どもの間の差異は減少しているのである。このことは子どもの発達段階と関係がある。つまり、幼少期は親の多大な影響下に置かれるため親の愛情と保護、財力を一身に集める一人っ子の身体面での優位性が際立つことになる。だが成長とともに親の影響は徐々に少くなり、代わって学校教師や友人、マスメディアの影響を強く受けることになる。そのため社会性は飛躍的に増していき、兄弟のいる子どもとの差は小さくなる、という解釈である⁹⁾。

確かに一定の説得力を持つ解釈であるが、同時にこの解釈は政府の一人っ子政策を側面支援する狙いもあったように考えられる。つまり、一人っ子の身体面・精神面におけるネガティブな特徴が出ることは、一人っ子政策を進める政府にとって都合が悪いからである。

ともあれ、兄弟のいる子どもに比して甘やかされて何不自由なく育っており、依頼心が強く自立心に乏しい傾向にあることが市民の共通認識となっているのは事実である。「一人っ子は六つの財布を握っている」。この言葉は両親に加え、その双方の祖父・祖母に溺愛されている様子を巧みに表現している。本項のキーワードである「小皇帝」「小公主」も王侯貴族のように大切に育てられた唯一人の子どもを表す言葉として定着している。その留学生が家庭でどのような育てられかたをしたか理解することは、適切な指導をするためのヒントになると考える。

3-3 指導のヒント

3-3-1 ひとつのアイディア

以上を踏まえ、有効な生活指導の方策を考えるとしたらどのようなものがあるだろうか。当該国留学生が「権威主義」や「面子」の文脈を持ち込んでおり、あくまで「単位」上級による調停を望み、「一人っ子政策」により精神面での弱さと幼さを抱えているならば、敢えて「単位」による「権威主義」と「面子」の視点を強調した生活指導を取り入れてみてはどうであろうか。経験からは、そのほうがスムーズに問題解決に至るケースが多いように思われる。

具体的には、留学生部門の教職員に「大人」(たいじん)を配置することである。それが困難であれば、「カリスマ」を創出すべく時機を見てアナウンスすることである。本事例において、大きな役割を演じたのが教員Dであった。当該國の大人物を父に持つ同氏は、温厚な大人(たいじん)の風格漂う容貌で、三カ国語に通じる国際人であった。実際、当事者双方とも教員Dの前では神妙で、その意見を良く聞いたのである。それは双方が教員Dの実力と文化的バックグラウンドを認知し、面子を尊重しているからである。「面子」は、依然として中国語話者にとってのキーワードなのである。

本件では、カウンセリングの基本に忠実な別の教員(カウンセラーではない)がノイローゼ寸前まで追い詰められている。その原因は、当事者が教員を味方つけようと誇張や嘘を交えて事件を報告し、敵を徹底攻撃したからである。結果的にその教員も両者の争いに翻弄され、参ってしまったのだ。カウンセリングの基本原則から言えば邪道かもしれないが、中国語話者に対する生活指導においては、このような権威者の面子を適度に利用した方法論が有効であると考えられる。

もとより、調停役の「大人」を配置したら、一方で、原則に忠実な「嫌われ者」を演ずる原則主義者も必要である。たとえスタッフの誰かが損な役回りを演じたとしても、トータルで見て問題が収まれば成功なのである。

3-3-2 留学生担当者の意識

では意識のレベルにおいてはどのような準備が必要であろうか。米国の大学において長らく国際交流・留学生部門の責任者を務めるゲリー・アルセンは、国際交流・留学生部門のスタッフにとって必要な資質として「知性」「忍耐力」「価値判断を押し

つける態度」「異文化への関心」「他人を尊敬する態度」「曖昧さを許容する力」「社交性」「自己認識」「親切心」「決断力」という10項目を提示している。いずれも重要な要素であるが、実践経験を通じて筆者が最も共感するのは「曖昧さを許容する」ことである。

アルセンによれば、「曖昧な状況」とは「この起こうりが不明だったり、境界が明確でなかったり、期待した行動のきっかけが見いだせなかったり、期待した成果が得られなかったりする状況」であるという。「曖昧な状況に置かれると、人は今何が起こっているのか、どう振る舞うべきかをつかめません。異文化と接する場面では、このような曖昧な状況に置かれることがしばしばあり、心配と不安が募ることになる。このようなときは、「これはよくある曖昧な状況なんだ。忍耐強く待って、ちゃんと理解するよう努力しよう。でも、もしかしたら結局はわけのわからないままかもしれないぞ」と自分に言い聞かせることだ、と述べている¹⁰⁾。

小論で取り上げた事例は、個人間で起きた喧嘩である。喧嘩の発端から修羅場に至るまで、留学生部門のスタッフが監視していたわけではない。すべては発生してから收拾に向けて動き出したのである。しかも留学生部門は警察ではない。基本的には粘り強く何度も当事者や目撃者の話を聞き、両者が元の関係を修復できるように方向付けすることしかできないのである。

そして何よりも、そのような逆境にあっても日々の勉学を疎かにせず、健康に生活していくよう指導することが大切である。その生活指導の本義を忘れて、必要以上に当事者の言動に振り回されることには注意が必要である。ここに「曖昧さを許容する」知恵が必要である。

第二には、当該国事情を研究し、生活指導にもそれを反映させる努力である。アルセンの十項目の資質で言えば「異文化への関心」ということになろう。

現状では、中国語圏からの留学生が大多数を占める現状があるにも関わらず、留学生部門の教職員に中国語話者が不足しているばかりか、当該国事情を理解する者の配置すら充分ではない。また受け入れ前段階での学生本人及び保護者との面談は行われないことが多い。

諸般の事情により日常会話にも事欠く留学生を迎えるざるを得ないのだとしたら、スタッフの側が当

該国の文化に関心を持ち、業務上必要な会話能力と当該国事情を学ぶ努力をすべきであろう。その上で学生本人とその生活歴を知るべく方策を講じなければならない。

また留学生業務に従事する教員にあっては、当該国の教育事情に常に注意し、当該国教育研究者の業績を批判的に援用することも肝要である。

第三には、留学生の注意を同国人コミュニティから日本の地域コミュニティへ向けさせることである。大学の根ざす地域コミュニティは、日本文化の宝庫であり、生きた博物館である。地域におけるさまざまな市民活動は留学生の日本理解に役立つだけでなく、地域の国際化に大きく貢献する。自治体や公民館が主催するさまざまなイベントには積極的に参加させたい。時には講演会のスピーカーを依頼されることもあるだろう。留学生にとっても晴れ舞台である。大いに頑張ってもらおう。狭い留学生コミュニティの柵から踏み出し、広い世界を体感したとき、自分の悩みが矮小なことだという思いが起こってくるだろう。

第四には、事務管理部門におけるセクショナリズム及びそれに起因する相互不信を打破することである。各大学の事情により、留学生受け入れの定数（ノルマ）が決められている場合、入試広報部門において、果たして「募集・入学まではこちらの仕事だが、入ってから発生した諸問題は学生部門の責任である」という気持ちは皆無であろうか。また一部では留学生部門において、「募集・選考段階において、大学生としての資質に欠ける者を入学させるからこういう事態が発生するのだ」という不毛な議論が見られるが、これらは全体的視野・長期的展望を欠く浅薄な思考として批判されなければならない。ここは留学生受け入れの基本理念に立ち返り、「大学全体として人材を育成しているのだ」という共通認識を醸成することが必要である。

4 おわりに

以上、実践経験に基づく事例とその解釈を通じて留学生指導の方法に関する試論を述べた。

カナダの政治学者チャールズ・テイラーはジョージ・H・ミードの言を引用しつつ、アイデンティティは「対話的なもの」であり、アイデンティティと自我の形成は「重要な他者」との継続的な対話および闘争のなかで起こるものであると論じている¹¹⁾。

多元主義を真に理解するということは、表面上仲良くしてそれでめでたしというような生易しいものではない。多様な個性が並存し、多様な現在を生きる個人が家庭や社会、そして文化が激しく競い合い、利用しあい、時にはいがみ合ってもみた末に、結局は相手とともに生きることこそ自分を生かす道だと気づいたときに真の多文化主義の地平に立つことができると考える。

またそれは他民族との付き合いだけに限ったことではなく、同国内、同国人についても言えるのである。ここで紹介した事例にも同様のことが言える。当事者にとっては苦しく長い時間だったかも知れないが、この事件を通じて自己を見つめ直し、新天地で豊かな人間関係を築く糧となつたのであれば、教育的価値があったと考えられるのである。

大学にとって留学生の招致は多元文化共存の試みなのであり、大学人一人一人の資質が試される試練である。留学生は将来日本と当該国の橋梁となりうる貴重な人材であり、大学にとってはダイヤモンドの原石である。留学生には、決して楽とはいえない日本での生活を通じて、「自己責任」の意味するところを理解し、己が行為を安易に「客観的」条件に転嫁しない強い主体性を培つて欲しいと考える。そのようにして自己形成を遂げた留学生は、10年後、20年後に必ず母校に誇らしげに帰ってくるだろう。

長期的視点から何が学生の最善の利益かを真剣に考え、実行していかなくてはならない。そのために具体的に何をすべきか何ができるかについて考えていかなければならない。

註

- 1) 政府統計によれば、留学生受入れ数は、1983年：10,428人→2003年：109,508人となり、「留学生受入れ10万人計画」を達成した。文部科学省高等教育局学生支援課『平成16年度 我が国の留学生制度の概要』2004年5月、5頁。
- 2) 中央教育審議会『新たな留学生政策の展開について（中間報告）』2003年10月、6頁。
警察庁「来日外国人犯罪の現状」（平成16年上半期）
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/> より。
- 3) 留学生総数は約150人、そのすべてが中国語話者であった。
- 4) 拙稿「中国少数民族教育の概念に関する一考察」『九州保健福祉大学研究紀要』第5号、2004年3月、85-93頁。
- 5) 関根政美「エスニシティの社会学」梶田孝道編『国際社会学』名古屋大学出版会、1992、31-34頁。
- 6) 以下の事例は当事者からの聞き取り及び関係者・関係部門からの聞き取り、提出文書等に基づいて記述した。
- 7) 井上孝代「留学生のためのカウンセリング活動」井上孝代編『留学生の発達援助 不適応の実態と対応』多賀出版、1997、140頁。
- 8) ゲーリー・アルセン『留学生アドバイザーという仕事』東海大学出版会、1999、55頁。
- 9) 風笑天「怎様認識這一代独生子女」風笑天主編『中国独生子女』知識出版社、2003年、373-376頁。
- 10) 前出『留学生アドバイザーという仕事』43-45頁。
- 11) チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」エイミー・ガットマン編『マルチカルチュラリズム』岩波書店、1996、53頁。